

【自治労明石市水道労働組合への回答】

平成 19(2007)年 6 月 12 日

人員の確保に関する要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答いたします。

〔総人件費の更なる削減に向けて〕

本市水道事業の経営状況は、水需要の落ち込みにより、料金収入が減収傾向にある。そして、少子高齢化や企業のコスト削減により、今後もこの傾向は続くものと考えられる。

一方、支出においては、老朽管の更新や施設の耐震化、また高度浄水処理施設の建設などによる増加が見込まれる。

こうした状況の中、水道事業は安心・安全な水を安定して利用者に提供していくため、これまで以上に施策の内容を精査し、真に必要なものに、限られた財源や人材を集中して投資するなど、一層の創意工夫を凝らしていかなければならない。

特に、人事・給与面においては、職員給与の一定期間のカットや国の給与構造改革を踏まえた給与制度の見直し等を行ったが、今後も一層の人件費の削減に向けて、最大限の努力を重ねていく考えである。

本市水道労働組合にあっては、現下の水道事業の厳しい状況を理解いただき、更なる改革の推進に向けて、ともに努力をお願いしたい。

以上のことを踏まえ、各項目について、次のとおり回答する。

- 1 欠員及び定年退職者の正規職員による完全補充をおこない、少なくとも条例上の定数を充足すること。
- 2 「一律人員削減ありき」の「行革」を行わず、事務事業の増加・住民ニーズの多様化に対応できる適正な人員配置を行い、慢性的な時間外労働やサービス残業を早急に解消すること。
- 3 自治体の公的責任を果たすために、「効率化」のみを目的とした福祉、医療、学校、環境職場での偽装請負など法違反に抵触する民間委託や指定

管理者制度導入を行わず、必要な人員を正規職員で確保し、住民サービスの質の向上をはかること。

冒頭に述べたとおり、現下の本市水道事業の厳しい状況を勘案すると、より一層の民間委託の推進や臨時職員の活用などの取り組みにより、退職者不補充を基本に職員数の削減を図り、人件費を抑制していかなければならない。

また、職員の配置については、各所属に一旦配置した職員数が必ずしも定数となるものではなく、必要最小限を基本に、業務量の精査に基づく適正な配置が必要であると考えている。

一方、新規・重要事業等については、これまで以上に内容を精査して真に利用者サービスの向上に必要な施策を選択し、そこに財源や人材を集中して投資するという「選択と集中」の考え方のもと、その推進に対応した職員配置に努めていく考えである。

なお、時間外勤務については、36協定の趣旨に基づき、職員の健康管理及び時間外勤務の適正な管理を行っていく考えである。

また、民間委託については、業務の効率性・内容等を精査のうえ、特に民間とのコスト格差が大きい業務については積極的に実施していく考えである。

- 4 恒常的職務に従事する臨時、非常勤等の「脱法的」雇用実態を是正し、正規職員化すること。同時に、正規職員化にいたる間、賃金・労働条件を大幅に改善し、雇用の安定を図ること。

臨時職員等を正規職員化することはできない。また、勤務条件については、採用事由、期間、形態及び業務内容等から定めているところである。

- 5 高齢者再任用制度の導入については、一方的導入は行わず、従来からの定年延長や嘱託再雇用制度の拡充を図るとともに、希望者全員の雇用確保、定数のあり方、賃金・労働条件、職種・職務内容など、労使協議・合意に基づき実施すること。

高齢者雇用については、高齢者の知識・経験を活用するとともに、年金制度の改正に伴い、雇用と年金の連携で生活を支えるため、希望者の雇用確保を図ることを基本に考えている。

なお、新再任用制度については、今後の退職者数の増を踏まえ、早期に導入する必要があると考えている。

- 6 業務の研修や事務の習得を理由とする県など他団体への出向・派遣を行わないこと。また、国や県からの「天下り」人事も行わないこと。併せて本問題について労使協議を行ない、その結果を尊重すること。

県等への派遣については、事業の執行上必要な場合あるいは人材育成等のためのものであり、今後とも慎重に対応していく考えである。

- 7 基幹的な税財源を移譲しないまま、地方交付税と補助金を削減し、国の「赤字」を地方に転嫁するまやかしの地方分権、「三位一体改革」に抗議し、真の地方自治推進のための「地方財政確立」に尽力すること。

従来から、全国市長会をはじめとする地方六団体が、国と地方の協議の場などにおいて、真の自主・自立の分権型地域社会の実現に向け、国に働きかけており、このたびも、政府の地方分権改革推進委員会の「基本的な考え方」あるいは「骨太の方針2007」に対し、盛り込むべき事項について要請を行ったところである。

単組独自要求に対する回答

- 1 業務量に見合った人員配置を行うとともに、退職者については、正規職員で補充をすること。

(回答)

水道事業は、社会情勢の変化や利用者ニーズの多様化に対応するため、よりよいサービスを提供していかなければならない。

しかし、水需要の減少に伴う料金収入の減収、老朽化施設の更新に伴う費用の増加など水道事業の経営は厳しい環境にある。

このような状況の中、水道事業は地方公営企業としての経済性を発揮し、最小の費用で最良のサービスを提供していかなければならない。

職員の配置についても必要最小限とし、その適正性について利用者に十分に説明し得るものであること、利用者サービスの低下につながらないことを基本にその適正な配置に努めなければならぬと考えている。

退職者の補充については、業務の内容により、委託、嘱託職員への置き換えなど幅広く検討すべきであると考えている。

- 2 技術の継承のための具体的な施策を示すこと。

(回答)

団塊の世代の退職に伴い、技術の継承が多くの企業で課題となっているのは承知している。

水道事業においても、存続すべき業務及び継承すべき技術を明確にし、その技術力の維持・向上を図っていかなければならないと考えている。

- 3 平成 20 年度の水道部の体制を示すとともに、各課ごとに協約を締結すること。

(回答)

水道事業は、昨年度に組織改正を行い、また今年度は事務分掌の変更を行うなど、利用者サービスの向上及び事務効率の向上に努めているところである。

今後とも、業務内容を勘案し、適正な配置に努めなければならぬと考えている。

なお、職員配置については、管理運営に属する事項であり、協約の対象ではない。

- 4 水道事業における計画について説明するとともに、引き続き組合と十分に協議をすること。

(回答)

次期水道事業経営計画については、本年度策定予定であり、市の行政改革実施計画、国の集中改革プラン等における経営改善の取り組みを盛り込む考えである。

内容については、適切な時期に説明したい。

また、これら計画内容の実施にあたり労働条件に係わる事項については今後とも協議を行っていく。

- 5 魚住浄水場夜間等運転業務委託については、組合と充分協議をすること。

(回答)

魚住浄水場夜間等運転業務委託については、現在、浄水課において委託の実施方法を検討しているところであるが、水道事業は、市民の健康や生命に直結する事業であり、委託にあたっては実施時期、方法及び業者選定について慎重に検討すべきであると考えている。

また、委託の実施にあたり労働条件に係わる事項については今後とも協議を行っていく。